

第5次男女共同参画プラン施策 新旧対照表

新				旧			
新番号	施策名	事業内容	担当課	旧番号	施策名	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する啓発の充実	啓発事業や市ホームページ、SNSなどを活用し、男女共同参画に関する啓発活動を実施します。	地域振興課 秘書広報課	1	男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の見直し	固定的な性別役割分担意識に基づく家庭や地域における慣習、社会制度の是正に向け、市民・事業者に向けた啓発・情報提供を行います。	全庁 地域振興課
				5	男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実	男女共同参画に関する市内の現状を把握し、新たな課題解決を図るための調査研究を行います。また、ジェンダー統計の導入や市民のニーズに即した資料・情報収集の充実を図ります。	地域振興課
2	男女共同参画の視点に立った広報等の充実	しらかわ男女共生広報紙「ハーブティ」や市広報紙などの各種媒体を通じ、多様性が浸透するよう表現に留意しつつ、情報提供を行います。	地域振興課 秘書広報課	2	男女共同参画に関する啓発の充実	家庭、地域、職場等における男女平等や男女共同参画に関する意識啓発、情報提供をさらに進めるために、市民の編集委員によるしらかわ男女共生広報紙「ハーブティ」の発行や啓発活動を継続的に進めます。	地域振興課
				4	男女平等・共同参画の視点に立った表現の配慮	社会的性別（ジェンダー）などの固定観念にとらわれず男女の多様なイメージが浸透するように、市が作成する広報紙、ポスター、チラシ、ホームページ等の表現に留意するよう努めます。	全庁 地域振興課
				6	メディア・リテラシーの育成	各種講座の開催や広報紙の活用、さらに教育機関と連携しながら、メディアからの情報を主体的に読み解く力の育成に取り組みます。	地域振興課 教育指導課
				44	市政に係る情報提供の充実	市政に対する市民の関心を高め市民参加を促進するため、市の施策や議会に関する積極的な情報提供に努めます。また、参画と協働のまちづくりサポーター制度の充実を図ります。	地域振興課 議会事務局
3	男女共同参画に関する講座・講演会等の実施	男女共同参画意識の啓発、男女共同参画社会への理解を深めるための講座等を実施し、だれもが参加しやすい学習機会の提供に努めます。	地域振興課	3	男女共同参画に関する講座・講演会等の実施	男女共同参画意識の啓発、男女共同参画社会への理解を深めるための講座等を実施し、だれもが参加しやすい学習機会の提供に努めます。	地域振興課
4	多様性の尊重	LGBTQを含む性の多様性や個性を、誰もが互いに理解・尊重し、認め合う社会を目指して、啓発活動の充実に努めます。	地域振興課	27	性的少数者に対する理解促進	新規 性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくし、理解促進等性的少数者の人権侵害の防止に努めます。	全庁 地域振興課

新				旧			
新番号	施策名	事業内容	担当課	旧番号	施策名	事業内容	担当課
5	男女共同参画の視点に立った教育の充実	男女共同参画に関する正しい理解を浸透させるため、児童・生徒が性別に捉われず個性を活かし、互いを尊重してともに学び合えるよう、学校などにおいて男女共同参画の視点に立った教育を推進します。	教育指導課	7	人権教育全体計画等の見直しと実践	各学校の人権教育全体計画、人権教育の視点を明確にした年間指導計画を男女平等教育の充実の視点で見直し実践します。	教育指導課
				8	個性・適性を尊重した進路指導・活動指導の充実	児童・生徒が性別にとらわれず、個性や適性に応じて主体的に将来の進路を選択できるよう指導を充実します。また、授業や委員会活動、課外活動において、固定的役割分担をなくし、個性を生かして男女が対等の立場でともに学び合えるよう継続的に指導します。	教育指導課
				9	男女平等の視点に立った教材・資料等の点検と活用	教材や資料等は性別によって固定した色を使わないなど、男女平等の視点に立って点検・検討を行います。また、男女平等教育の資料の収集、整理、情報提供を進め積極的に活用します。	教育指導課
				14	相談活動の充実	悩み事を持つ保護者や子どもに対する相談活動の充実を図ります。	教育指導課
				58	子どもの人権についての啓発の充実	児童虐待は子どもに対する著しい人権侵害であることから、子どもの人権や児童虐待防止について広報・啓発活動を行います。	教育指導課 子育て支援課
6	人権尊重に基づいた性教育の充実	男女が互いの性を理解・尊重し、一人ひとりの人間を大切にすることを体得できるよう、心身の発達に応じた適切な性教育の充実を図ります。	教育指導課	10	人権尊重に基づいた性教育の充実	男女が互いの性を理解・尊重し、一人ひとりの人間を大切にすることを体得できるよう、心身の発達に応じた適切な性教育の充実を図ります。	教育指導課
				33	健康に関する教育・啓発の充実	生涯にわたって健康に暮らせるよう心身の健康づくり、食育推進に関する学習や運動・スポーツの機会の提供及び啓発活動を行います。また、若年層を対象として、HIV/エイズ、性感染症や薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓発を行います。	健康増進課 生涯学習課 教育指導課
7	教職員、保育士等への研修の充実	子どもや児童・生徒に大きな影響を持つ保育士や教職員の男女平等・人権意識をさらに高めるために、それぞれの場で研修や勉強会を通じて理解促進を図ります。	教育指導課 保育課	11	教職員、保育士等への研修の充実	子どもや児童・生徒に大きな影響を持つ保育士や教職員の男女平等・人権意識をさらに高めるために、それぞれの場で研修や勉強会を通じて理解促進を図ります。	教育指導課 子育て支援課

新				旧			
新番号	施策名	事業内容	担当課	旧番号	施策名	事業内容	担当課
8	保護者・PTAへの意識啓発の促進	児童・生徒が性別にかかわらず自立した生き方ができるように、保護者に向けて社会的性別（ジェンダー）にとらわれない生き方・考え方の啓発を行います。また、地域の人材についても活用を図ります。	教育指導課	12	保護者・PTAへの意識啓発の促進	児童・生徒が性別にかかわらず自立した生き方ができるように、保護者に向けて社会的性別（ジェンダー）にとらわれない生き方・考え方の啓発を行います。また、授業の補助や下校時の見守り等、地域の人材についても引き続き活用を図っていきます。	教育指導課
9	家庭教育学級等の促進	子育て家庭において、男女ともに性別にとらわれることなく自立することの重要性を理解して、家庭や地域で子育てを实践できるよう「地域の教育力」の向上を図ります。	いきいき教育課	13	家庭教育学級等の推進	子育て家庭において、男女ともに性別にとらわれることなく自立することの重要性を理解して、地域・社会全体で子育てを实践できるよう「地域の教育力」の向上を図ります。	生涯学習課
10	男性の家庭参画の推進	積極的な家庭参画を促す意識づくりや、実践的な学習の場となる講座を開催し、家庭参画に関する学習機会の充実を図ります。	学び支援課	15	男性の家事参加・日常生活支援の推進	女性が担うことが多い家事に男性の積極的な参加を促すため、家事等の基本的な知識、技術を習得する講座等を開催します。また、講座等に参加することにより、近所づきあいの経験が少なく孤立しがちな男性が仲間づくりや地域活動への参加のきっかけとなるよう働きかけます。	生涯学習課 (公民館・勤労青少年ホーム)
11	男性の育児参加の促進	両親学級や休日の親子参加イベント等とおして、男性の育児参加を促進します。	健康増進課 子育て支援課 学び支援課	16	男性の育児参加の促進	両親学級や休日の親子参加イベント等とおして、男性の育児参加をさらに促進します。	健康増進課 子育て支援課 (公民館・勤労青少年ホーム)
12	男性産休・育休の取得推進	育児休業・介護休業制度の普及定着に向けた市の率先行動として、市の男性職員が育児や介護に関わる機会を増やすことができるよう、多様な休暇制度の周知と職場環境の改善に取り組みます。	総務課	69	次世代育成支援特定事業主行動計画・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	職員自らが男女ともに育児休業や部分休業の取得、年次有給休暇取得率の向上によりワーク・ライフ・バランスを実践し、より多くの女性職員が政策・意思決定過程に参画できるよう全庁的な支援体制や職場環境整備を推進します。	総務課 地域振興課
13	保育所、学童保育所等事業の充実	待機児童の解消、保育環境向上のため、保育所や学童などの整備・充実に努めます。	保育課	17	保育所、学童保育所等事業の充実	保育を必要とする世帯が仕事等と子育てを両立できるように、保育定員の拡大、特別保育や学童保育所の充実、保育所の地域開放など、多様化する保育ニーズに応じた子育て支援サービスの提供を進めます。	子育て支援課

新				旧			
新番号	施策名	事業内容	担当課	旧番号	施策名	事業内容	担当課
14	子育てサービスの充実	ファミリー・サポート・センター事業や訪問型子育て支援の実施など、安心して子育てができる環境整備の推進、サービスの充実に努めます。	子育て支援課	18	子育てを考慮した公共施設等の整備	児童遊園等の整備や「赤ちゃんの駅」の設置など、安心して外出できる環境の整備を進めます。また、親子が安全に安心して利用できる公園環境の維持に向け、効果的な更新・補修を行います。	子育て支援課 街づくり課
				20	訪問型子育て支援の実施	子育て支援拠点などに出て来られず家に閉じこもりがちな子育て家庭を訪問し、子育ての不安感、負担感、孤立感の軽減に努めます。	子育て支援課
				22	ファミリー・サポート・センター事業の充実	育児の援助を受けたい方と子育てのお手伝いをしていただける方との、相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。	子育て支援課
				23	ひとり親家庭への支援の実施	母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭の生活安定と子どもの健全な育成を図るための支援を行います。	子育て支援課
				24	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるための施策を総合的、集中的かつ効果的に推進します。	子育て支援課

新				旧			
新番号	施策名	事業内容	担当課	旧番号	施策名	事業内容	担当課
15	子育て支援の充実	子育ての悩みを気軽に相談できるよう各種相談を充実させ、利用促進を図ります。また、親子の情報交換や交流の場づくりを推進します。	子育て支援課 健康増進課	19	子育て相談、仲間づくりの支援と充実	日常的な子育ての悩みを気軽に相談できるよう各種相談を充実させ、利用促進を図ります。また、地域で子育てについての情報交換や親同士の交流を深め、親子がともに育つ場づくりを推進します。	健康増進課 子育て支援課 (児童館)
				21	地域交流事業の充実	身近な地域において子どもたちが様々な体験を通じて豊かな人間関係をはぐくめるよう、各種団体やサークル等地域の人々との交流事業を積極的に進めます。	生涯学習課
16	一時保育の実施	子育て家庭が、セミナーや相談事業に参加しやすいように、一時保育を実施します。	全庁	45	女性の会議等への参画の支援	会議・相談等への女性の参画を推進するため、一時保育サービス等を実施するなど参加しやすい体制づくりを進めます。	全庁 地域振興課
17	福祉・介護サービスの充実	全ての人が地域でいきいきと生活ができるよう、福祉・介護サービスや相談対応の充実に努めます。また、介護者への支援や交流の場などについて情報提供を行います。	高齢介護課 福祉課	25	様々な困難な状況に置かれている人々への支援	高齢者や障がい者、経済的困窮を抱える家庭など、様々な困難な状況に置かれている人々が地域でいきいきと生活ができるよう、地域包括支援センターや地域の機関における情報提供・相談対応を行います。	高齢介護課 福祉課 関係各課
				26	高齢者・障がい者等の家族介護者への支援	家庭内で女性に負担が偏りがちな介護について家族介護者の負担を軽減するために、福祉サービスの充実や介護者同士の交流の場などの情報提供を行います。	高齢介護課 福祉課
18	妊娠・出産に関わる健康管理の充実	妊娠した女性や出産後の母子が健康を保持できるように、健康診査や健康相談、育児指導などライフステージや成長段階に応じて必要な母子保健事業等を充実します。	健康増進課	28	妊娠・出産に関わる健康管理の充実	妊娠した女性や出産後の母子が健康を保持できるように、健康診査や健康相談、育児指導などライフステージや成長段階に応じて必要な母子保健事業等を充実します。また、保健所や埼玉県不妊治療費助成事業などについての情報提供に努めます。	健康増進課
				29	性の尊重についての理解促進	妊娠・出産についての知識やそれに関わる女性の自己決定権(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)などについて普及・啓発を行います。	地域振興課 健康増進課
19	健康診査機会の拡充	市民の主体的な健康管理を推進するために、各種健康診査の受診についての周知・啓発や受診しやすい環境づくりを進め、受診率の向上を図ります。	健康増進課	30	健康診査受診機会の拡充	市民の主体的な健康管理を推進するために、各種健康診査の受診についての周知・啓発や受診しやすい環境づくりを進め、受診率の向上を図ります。	健康増進課

新				旧			
新番号	施策名	事業内容	担当課	旧番号	施策名	事業内容	担当課
20	相談事業の充実	利用しやすい健康・栄養相談の体制を整備し、関係機関と連携して健康の維持・増進を支援します。	健康増進課	31	相談事業の充実	利用しやすい健康・栄養相談の体制を整備し、関係機関と連携して健康の維持・増進を支援します。	健康増進課
				32	専門職の配置拡充	市民参加型の健康づくり事業など、市民の主体的な健康づくり活動を推進するために、保健師、栄養士等の専門職の拡充を図り、適切な配置に努めます。	健康増進課
21	健康に関する教育・啓発の充実	生涯にわたって健康に暮らせるよう、健康づくり、食育推進に関する学習や運動・スポーツの機会の提供や啓発活動を行います。	健康増進課 いきいき教育課 学び支援課	33	健康に関する教育・啓発の充実	生涯にわたって健康に暮らせるよう心身の健康づくり、食育推進に関する学習や運動・スポーツの機会の提供及び啓発活動を行います。また、若年層を対象として、HIV/エイズ、性感染症や薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓発を行います。	健康増進課 生涯学習課 教育指導課
				34	ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の情報収集・提供	ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方や両立支援の取組について、市民や事業者等への情報提供を行います。	商工観光課 地域振興課
22	就労に関する支援	良好な就労環境で働くことができるよう、ハローワーク等の求人情報の提供を行います。また、相談体制の充実に努めます。	商工観光課	35	就労に関する情報の収集・提供	良好な就労環境で働くことができるよう、ハローワーク等の求人情報、パート、派遣労働、SOHOなどに関する情報の収集、提供を行います。また、テレワーク、在宅ワークなどの労働実態の把握を進めます。	商工観光課
				36	労働に関する相談体制の充実	相談者がかかえる様々な問題を迅速かつ適正に対処するための情報収集・提供体制を、関係機関との連携強化を図りながら充実します。	商工観光課
23	就労に関する法・制度の周知・啓発	勤労者及び事業主に対して、女性の参画や職業と家庭の両立に関する法・制度の周知や活用促進を、関係機関と協力して進めます。	商工観光課	39	就労に関する法・制度の周知・啓発	勤労者及び事業主に対して、『男女雇用機会均等法』、『育児・介護休業法』、『女性活躍推進法』、ポジティブ・アクション等、女性の雇用や職業と家庭の両立に関する法・制度の周知や活用促進を、国や県など関係機関と協力して進めます。	商工観光課
24	職業能力の開発と支援	技術や職業能力の開発、情報や学習機会の提供などを通じ、就職や再就職等を希望する女性に対して、職業能力開発のための支援を行います。	商工観光課	40	職業能力の開発と支援	技術や職業能力の開発、情報や学習機会の提供などを通じ、就職や再就職等を希望する女性に対して、職業能力開発のための支援を行います。	商工観光課

新				旧			
新番号	施策名	事業内容	担当課	旧番号	施策名	事業内容	担当課
25	起業・再就職に関する支援	起業や再就職を希望する女性に対して、各種情報提供を行うとともに、関係機関と連携したセミナーを開催し、学習・相談機会の提供を行います。	商工観光課	41	起業・再就職に関する支援	起業や再就職を希望する女性に対して、各種情報提供を行うとともに、関係機関と連携したセミナーの開催、相談等の支援を行います。	商工観光課
26	審議会等への女性の参画の促進	政策・方針決定の場への女性の参画を進めるため、審議会等への女性委員の登用を促進します。	地域振興課	42	審議会等への女性の参画の促進	政策・方針決定の場への女性の参画を進めるため、審議会等への女性委員の登用を促進します。平成33年度までに登用率を30%とするように努め、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	全庁 地域振興課
				46	方針決定の場への女性の参画推進に向けた情報提供	事業所等における方針決定過程への女性の参画の推進に向け、事業者に対して国・県等の支援に関する情報や取組事例などについて情報提供を行います。	商工観光課

新				旧			
新番号	施策名	事業内容	担当課	旧番号	施策名	事業内容	担当課
27	地域活動・生涯学習機会の提供	ペアーズアカデミー等を通じて多様な学習機会を提供し、女性の人材育成や地域活動参画を推進します。	地域振興課 学び支援課	43	女性の人材発掘と活用	審議会等の委員候補者や男女共同参画に関連した講座の講師候補者として女性の参画を促すため、様々な分野で知見や経験を有する人材リストの充実と活用を促進します。	地域振興課
				47	自治会等地域活動の男女共同参画の促進	行政区、自治会、PTAなどの身近な地域活動に男女がともに参加し、性別による固定的な役割分担をなくし、主要な役割を女性も男性も担いながら活発な活動ができるよう意識啓発に努めます。	地域振興課
				48	地域活動、ボランティア活動への参画の促進	様々な地域活動やボランティア活動に、子どもや高齢者、女性、男性などだれもが気軽に参加できるよう取り組んでいきます。	地域振興課 生涯学習課 環境課
				49	ペアーズ！しらかをを活用した多様なプログラムの実施	ペアーズ・アカデミー等を通じて、市民の意向や時代のニーズに応じた多様な学習機会を提供します。また、開催時の一時保育や公共施設等の活用など様々な支援体制を検討します。	生涯学習課
				50	女性リーダー、団体の育成	地域で活動する女性のリーダーとしての資質の向上を促し、地域活動の中核を担えるように、また地域で活動している様々な団体が、男女共同参画の視点を持った活動団体となるように働きかけていきます。	地域振興課 生涯学習課
				53	環境の分野における男女共同参画の推進	持続可能な社会の実現に向けて、環境保全等に関する女性の高い関心や豊かな知識・実践的な経験等をより広くいかす観点から、環境審議会等環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るとともに、市民参加による環境保全の取組を進めます。	環境課

新				旧			
新番号	施策名	事業内容	担当課	旧番号	施策名	事業内容	担当課
28	国際社会への理解と交流の促進	男女共同参画に関する国際的な動向を知るとともに国際社会への理解を深めるため、外国人との交流の機会を確保します。また、国際交流活動団体の支援や市内の外国人への様々な支援を行います。	地域振興課	51	国際社会への理解と交流の促進	男女共同参画に関する国際的な動向を知るとともに、多様な価値観を尊重し国際社会への理解を深めるため、学習資料の収集や外国人との交流の機会を確保します。また、国際交流活動団体の支援や市内の外国人への情報提供など様々な支援を行います。	地域振興課
29	防災分野における男女共同参画の意識啓発	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策・避難所運営・復興体制について意識啓発を行います	安心安全課	52	防災・災害復興時における男女共同参画の推進	防災や災害時の活動に女性が重要な役割を果たすことができるよう、地域防災計画の策定過程への女性の参画拡大及び防災訓練や防災リーダー養成講習会への女性の参画を促します。また、女性のニーズに対応する防災用品の備蓄を行います。	安心安全課
30	防災分野における女性の参画拡大	防災や災害時の活動に女性が重要な役割を果たすことができるよう、防災訓練や防災リーダー養成講習会への女性の参画を促します。	安心安全課	52	防災・災害復興時における男女共同参画の推進	防災や災害時の活動に女性が重要な役割を果たすことができるよう、地域防災計画の策定過程への女性の参画拡大及び防災訓練や防災リーダー養成講習会への女性の参画を促します。また、女性のニーズに対応する防災用品の備蓄を行います。	安心安全課
31	配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発	DVの防止に向けて、啓発事業や市広報紙、市ホームページ等の各種広報媒体を活用し、啓発活動を充実します。	地域振興課	54	DV・デートDV防止のための広報・啓発活動の充実	DVの防止に向けて、講座の開催や情報提供を行い、DVに関する広報・啓発活動を充実します。また、若い世代に向けてデートDVについての意識啓発を行います。	地域振興課 教育指導課
32	DV相談窓口・支援の充実	相談及び支援体制の充実を図るとともに、被害者への相談窓口の周知を図ります。また、安心して相談できる環境づくりを進めます。	地域振興課	55	DVに関する相談窓口の充実	安心して相談できる環境づくりを進めるために、相談体制の充実を図ります。また、被害者や周囲の人に早めの相談を促し深刻な被害を未然に防止するために、相談窓口の周知を図ります。	地域振興課 関係各課
				56	DV被害者の緊急一時保護と自立の支援	緊急に保護を求めてきた被害者が婦人相談センターや民間シェルターに一時保護されるまでの間、避難場所の提供や同行支援などにより、被害者および被害者が連れている子どもの安全を確保します。また、DV被害者が自立した生活を始めることができるよう支援を行います。	地域振興課 関係各課

新				旧			
新番号	施策名	事業内容	担当課	旧番号	施策名	事業内容	担当課
33	関係機関との連携	DV被害者に対する支援を円滑に行うため、関係機関や関係課との情報共有と連携を図ります。	地域振興課	57	関係機関との連携	DV被害者に対する支援を全庁的に行うため、庁内DV対策連携会議で情報共有と連携を図ります。警察、県、民間団体等庁外の関係機関との連携についても検討します。	地域振興課 関係各課
34	子どもへの虐待防止対策の推進	虐待の早期発見・早期対応のため、要保護自動対策地域協議会を開催し、関係機関との連携、支援体制の強化を図ります。また、児童虐待防止について広報・啓発活動を行います。	子育て支援課	58	子どもの人権についての啓発の充実	児童虐待は子どもに対する著しい人権侵害であることから、子どもの人権や児童虐待防止について広報・啓発活動を行います。	教育指導課 子育て支援課
				59	要保護児童対策地域協議会の充実	虐待の早期発見・早期対応のため、地域の関係機関と連携し、支援体制の強化を図ります。	子育て支援課
35	高齢者への虐待防止対策の推進	地域包括支援センターを中心に地域との連携を図り、高齢者虐待防止の啓発に取り組んでいきます。	高齢介護課	60	高齢者への虐待防止対策の推進	地域包括支援センターを中心に地域との連携を図り、高齢者虐待防止の啓発に取り組んでいきます。	高齢介護課
36	ハラスメント防止の啓発	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、ストーカー行為等、あらゆる形の嫌がらせ行為防止のための意識啓発を行います。また、相談体制の充実に努めます。	地域振興課 総務課	61	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	職場、学校、地域等あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントを根絶する意識づくりに向け、研修会等で意識啓発を行います。	地域振興課 商工観光課
				62	ストーカー行為等の防止の啓発	ストーカー行為、モラル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等あらゆる形の嫌がらせ行為防止のための情報提供、相談体制の充実を進めます。	地域振興課
37	しらかお男女共同参画推進会議の開催	知識経験者、団体推薦、公募の住民等によって構成される推進会議で計画の進捗状況を点検し、施策に対する提言を行います。	地域振興課	63	しらかお男女共同参画推進会議の運営	知識経験者、団体推薦、公募の市民等によって構成される推進会議で計画の進捗状況を点検し、施策に対する提言を行います。	地域振興課

新				旧			
新番号	施策名	事業内容	担当課	旧番号	施策名	事業内容	担当課
38	地域の市民活動団体等への支援	市民、事業所、団体等との連携や支援を行い、市民と市が協働して男女共同参画の推進を図ります。	地域振興課	37	農業に携わる女性への支援	男女共同参画への理解を推進するため、農産物加工・販売等に取り組む女性農業者への研修や講習等を関係機関を通じて開催し、農業における女性の経営参画を促進します。	農政課
				38	商工業等に携わる女性への支援	商工業に携わる女性が、地域経済の活性化を担えるように経営戦略を学ぶ研修会、講習会等を、関係機関を通じて開催し、商工業における女性の経営参画を促進します。	商工観光課
				64	地域の市民活動団体等への支援	男女共同参画などを推進する市民、事業所、団体、グループ、NPO等との連携や支援を行い、市民と市が協働して男女共同参画の推進を図ります。	地域振興課
				66	指定管理者等に対する男女共同参画意識の啓発	男女共同参画や人権についての意識を高めるために情報提供、研修等への参加を促進します。	地域振興課
39	女性政策庁内推進会議の開催	プランの推進状況の把握や研修会等を実施し、全庁的に男女共同参画の推進を図ります。	地域振興課	65	女性政策庁内推進会議の活動の充実	プランの推進状況の把握や研修会等を実施し、全庁的に男女共同参画の推進を図ります。	地域振興課
40	女性職員の管理職等への登用促進	庁内における方針決定過程への女性の参画を推進するため、昇任試験の受験奨励のための環境整備やプロジェクトチーム等への女性の登用を進めます。	総務課	67	女性職員の管理職等への登用促進	庁内における方針決定過程への女性の参画を推進するため、昇任試験の受験奨励のための環境整備やプロジェクトチーム等への女性の登用を進めます。	総務課
41	男女共同参画を推進するための職員研修の充実	職員が男女平等の視点で職務を遂行できるよう、研修の充実と講座等の情報提供など参加の促進を行います。	地域振興課 総務課	68	男女平等を推進するための職員研修の充実	職員が男女平等の視点で職務を遂行できるよう、研修の充実と講座等の情報提供など参加の促進を行います。	総務課 地域振興課
42	次世代育成支援特定事業主行動計画・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	職員自らが男女ともに育児休業や部分休業取得、年次有給休暇取得率の向上によりワーク・ライフ・バランスを実践し、より多くの女性職員が政策・意思決定過程に参画できるよう全庁的な支援体制や職場環境整備を推進します。	地域振興課 総務課	69	次世代育成支援特定事業主行動計画・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	職員自らが男女ともに育児休業や部分休業の取得、年次有給休暇取得率の向上によりワーク・ライフ・バランスを実践し、より多くの女性職員が政策・意思決定過程に参画できるよう全庁的な支援体制や職場環境整備を推進します。	総務課 地域振興課
				70	職務・職場の固定的性別役割分担意識の見直し	職務・職場で固定的な性別役割分担が行われないよう、職員等に対して継続的に啓発を行います。	地域振興課
43	男女共同参画推進条例の検討	男女共同参画社会の実現に向けて、市全体の取り組みの姿勢をより明確にするともにプランの実効性を高めるため、男女共同参画推進条例制定に向けて検討を進めます。	地域振興課	71	(仮称) 男女共同参画推進条例の検討	男女共同参画社会の実現に向けて、市全体の取組の姿勢をより明確にするとともにプランの実効性を高めるため、男女共同参画推進条例の制定に向けて検討を進めます。	地域振興課